

### 第 3 1 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

#### 記

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 債権の内容    | 民営自転車等駐車場補助金返還金及び違約金                               |
| 2 | 債 務 者    | 足立区東伊興二丁目 1 9 番 3 号<br>株式会社今井工業<br>代表取締役 塩田 亨      |
| 3 | 補 助 対 象  | 足立区舎人一丁目 2 5 番 9 号<br>塩花舎人駐輪場                      |
| 4 | 放棄する債権の額 | 4, 9 7 4, 2 0 6 円                                  |
| 5 | 放棄の理由    | 法人解散かつ代表取締役は所在不明であり、任意回収、強制執行のいずれの方法でも返還金の回収が困難なため |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。